

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

| | |
|---------|-------------------------|
| 上位の施策名称 | 施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進 |
|---------|-------------------------|

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

青少年家庭課長 太田 均

電話番号

0852-22-5242

| | | |
|---------|--|--|
| 事務事業の名称 | 困難を有する子ども・若者支援事業 | |
| 目的 | (1) 対象 | 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族 |
| | (2) 意図 | 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が相談や自立に向けた必要な支援を受けることができる。 |
| 事業概要 | <p>市町村における支援体制を整備・拡充させる。</p> <p>①「圏域ネットワーク整備事業」：総合相談窓口を設置している5市（松江・出雲・大田・浜田・益田）を中心に周辺市町村とのネットワークを整備する。</p> <p>②「子ども・若者広域支援事業」：総合相談窓口を設置している市町村が行う居場所事業や就労体験事業を支援し、支援体制の広域化を図る。</p> <p>③「農業等との連携による自立支援事業」：子ども・若者支援センターにコーディネーターを配置し、農業事業者等とのネットワークや子ども・若者とのマッチングを行い、体験を通じ自立につなげるモデルを構築する。</p> <p>④「島根県子ども・若者支援地域協議会運営事業」：子ども・若者を支援する関係機関で構成される地域協議会の効果的な運営により、県内の支援体制の充実を図る。</p> | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 |
|----------|------|-----------------------------|-------|------|------|-------|-------|----|
| 1 | 指標名 | 社会体験や就労体験への協力事業所数 | 目標値 | 75.0 | 90.0 | 105.0 | 120.0 | 箇所 |
| | 式・定義 | 社会体験や就労体験の場として登録されている事業所等の数 | 取組目標値 | | | | | |
| | | | 実績値 | 59.0 | 69.0 | 88.0 | | |
| | | 達成率 | — | 92.0 | 97.8 | — | % | |
| 2 | 指標名 | | 目標値 | | | | | |
| | 式・定義 | | 取組目標値 | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | |
| | | 達成率 | — | — | — | — | % | |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|-------------|--------|--------|
| 事業費(b) (千円) | 14,024 | 21,275 |
| うち一般財源 (千円) | 14,024 | 21,275 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|------------------------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む） |
|---------------------|------------------------|

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

・県内において総合相談窓口は8市町、地域協議会は5市町が設置されている。総合相談窓口が設置されていない市町村があるため、県内どこからでも相談ができるよう、4市（松江市・出雲市・浜田市・益田市）を中心としたネットワークを整備し、その他の地域においてネットワークの整備を推進中である。

・平成29年度末現在、松江、安来、雲南、飯南、出雲、大田、浜田、益田の8つの子ども・若者支援センターによる相談受理は延べ12,084件、つなぎ先としての協力事業所は83事業所である。

・若者支援とひきこもり支援とのかわりが多いため、県のひきこもり支援センターとの合同による地域協議会を7月に代表者会議（41機関）、3月に実務者会議をそれぞれ実施した。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

・圏域ネットワークは、自治体職員の意識向上もみられ、相談支援体制が整備されつつある。

・広域支援は、困難を有する子ども・若者支援の根幹をなす居場所事業や就労体験事業に対応し、これを助成することで、自治体がより前向きに取り組んだほか、民間団体の活性化も図られた。

・農業等モデル事業は、コーディネーターによる協力事業所の確保から、子どもへの対応、事業のマッチングまで一貫した支援体制によるものとして、自立ルートの一例としてその確立に成果が見られた。またアルバイト就労まで至った例から、事業者サイドとして労働力の確保といった副次的な効果もみられた。

・県地域協議会では、昨年、県内各民間支援団体の取り組み事例を発表する場を設けており、関係団体において、現場の苦労と理解の共有が図られた。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

・子ども・若者総合相談窓口が等しく自治体に設置されておらず、県内において支援を必要とする子ども若者に公平な支援が行き届いていない。

・体制的には、支援員の確保や育成など人材面のほか、支援機関や各種団体などの実態把握が十分にされていないことから、さまざまな特性をもつ子ども・若者に即した円滑な支援ルートが確立されにくい状況にある。

②困っている状況が発生している「原因」

・各市町村とも厳しい財政状況や限られた職員体制の中、困難を抱える子ども若者の支援に対する優先順位が低いと、体制の構築が停滞しているほか、支援自体に認識が薄い自治体担当職員もいる。

・インターネット環境の変化などから、子ども・若者が抱える困難の態様が急速に複雑化してきているが、対応する相談員の確保や育成が追いついておらず、適切な支援連携が図られない場合がある。

③原因を解消するための「課題」

・県内の自治体職員に事業への意識高揚を継続的にを行い、困難を抱えた子ども若者支援の重要性を周知させるとともに、積極的な取組みがなされるよう働きかける。

・先進地の取組み事例の紹介や内閣府の研修を案内するなど、教養の場を設け、資源が少なくても創意工夫した支援ができるよう、自治体職員や支援員に対する能力や意識向上を図る。

・子ども若者に関する多様な相談や複雑多様化する課題に適切に対応できるように、多方面にわたる支援基盤を充実させ、支援の硬直化を防ぐ。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・困難を有する子ども・若者支援は、長期的な視点で求められることが多く、これら円滑な支援が継続して行われるためには、各自治体における居場所や就労体験など各種支援業務に関して引き続き援助することが必要である。

・総合相談窓口設置自治体以外の子ども若者でも、相談や支援が受けられるよう、広域支援体制の重要性を訴える。

・国の事業を活用するなどして、講習会や研修会および自治体間連絡会議などを開催し、人的な資質向上や発掘につとめる。

・複雑多様化する困難を有する子ども若者の支援には、既存の支援ルートでは限界があり、多方面にわたる協力事業所を開拓し、適切な支援が受けられる基盤作りが必要不可欠である。